

令和8年度立地企業人材確保支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度立地企業人材確保支援事業委託業務

(2) 事業の目的

求職者等に対する立地企業の認知度向上と立地企業への就職を促進することを目的に合同企業説明会を開催する。

なお、本事業における求職者等とは、県内の求職者等及び県内での就職を希望する学生等並びに県外在住の求職者等及び県外の大学等に在籍する学生等を指す。

(3) 事業内容

立地企業の業務内容等を伝える合同企業説明会を対面形式により開催する。

開催にあたって、以下の業務を委託する。

- ①合同企業説明会（対面形式）、学生向け合同企業説明会（対面形式）の企画、立案
- ②合同企業説明会（対面形式）、学生向け合同企業説明会（対面形式）の特設サイトの作成
- ③合同企業説明会（対面形式）、学生向け合同企業説明会（対面形式）への参加を促す求職者等への広報、集客
- ④合同企業説明会（対面形式）、学生向け合同企業説明会（対面形式）の実施、運営
- ⑤合同企業説明会（対面形式）、学生向け合同企業説明会（対面形式）への来場者及び出展企業へのアンケートの実施
- ⑥業務実施報告書の作成
- ⑦その他事業の実施に関する業務

(ア) 広報及び求職者等の募集

- a 求職者等への事前周知と集客のための広報を行う。

<KPI> 合同企業説明会（対面形式）、学生向け合同企業説明会（対面形式）

の来場者数：各回 50 名

- b 学生向け合同企業説明会（対面形式）については、厚生労働省が示す「大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について」に沿って行うこと。また、不明点等がある場合は、高知労働局に確認して行うこと。
- c 出展企業情報を広報媒体等に掲載する際は、企業への掲載依頼や校正確認等は受託者にて行うこと。

(イ) 合同企業説明会（対面形式）の開催

合同企業説明会（対面形式）の、主な参加者のターゲットは県内企業に中途採用されることを希望する県内および県外在住の求職者（以下求職者と記載）とする。求職者と立地企業の採用担当者が、双方向でコミュニケーションをとることが可能な合同企業説明会を開催する。

a 開催時期と開催回数

令和8年8月から10月の間に2回開催（平日1回、土日祝日のいずれか1回）
※各回1日の開催とし、日程は県と協議のうえ決定すること。

b 開催場所

高知市会場（平日1回）：ちより街テラス 3Fちよテラホール

高知市会場（土日祝日のいずれか1回）：イオンモール高知

専門店街2Fイオンホール

※受託者にて、各会場の日程調整、予約及び確保を行うこと。なお、高知市会場（2回開催分）の借上料の支払は受託者にて行い、委託料に含むこと。

c 出展企業

・本県立地企業等（県側で決定）

・出展企業数

ちより街テラス 3Fちよテラホール 17社程度

イオンモール高知 専門店街2Fイオンホール 14社程度

d 特記事項

- ・当日のプログラムは、求職者に向けてのオリエンテーション、企業のブースでの企業採用担当者と求職者との面談の実施は必須とする。なお、司会進行は受託者が実施すること。
- ・来場者の受付、会場内での誘導は受託者が実施すること。
- ・来場者の出展企業ブースへの積極的な誘導を行うこと。
- ・各会場の設営及び撤去は受託者が実施すること。
- ・各会場に備え付けの備品（机、椅子等）以外は、受託者が用意すること。借上料が発生する場合の支払いは受託者にて行い、委託料に含むこと。なお、使用可能な備品等は、受託者が各会場管理者に確認のうえ調整すること。

(ウ) 学生向け合同企業説明会（対面形式）の開催

学生向け合同企業説明会（対面形式）への主な参加者のターゲットは、令和10年（2028年）に学校等を卒業し、令和10年（2028年）に県内企業に新卒採用されることを希望する学生（以下学生と記載）とする。学生と立地企業の採用担当者とが双方向でのコミュニケーションをとることが可能な対面形式での合同企業説明会を開催する。

a 開催時期と開催回数

令和9年3月に1回（土日祝日のいずれか1回）

※1日の開催とし、日程は県と協議のうえ決定する。

b 開催場所

高知市会場（土日祝日のいずれか1回）：イオンモール高知

専門店街2Fイオンホール

※受託者にて、各会場の日程調整、予約及び確保を行うこと。なお、会場の借上料の支払は受託者にて行い、委託料に含むこと。

c 出展企業

本県立地企業等14社程度（県側で決定）

d 特記事項

- ・当日のプログラムは、学生に向けてのオリエンテーション、企業のブースでの企業採用担当者と学生との面談の実施は必須とする。なお、司会進行は受託者が実施すること。
- ・来場者の受付、会場内での誘導は受託者が実施すること。
- ・来場者の出展企業ブースへの積極的な誘導を行うこと。
- ・各会場の設営及び撤去は受託者が実施すること。
- ・各会場に備え付けの備品（机、椅子等）以外は、受託者が用意すること。借上料が発生する場合の支払いは受託者にて行い、委託料に含むこと。なお、使用可能な備品等は、受託者が各会場管理者に確認のうえ調整すること。

(エ) その他

提案の詳細は「令和8年度立地企業人材確保支援事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」を参照してください。

(4) 委託期間

業務委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 見積限度額

4,891千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度立地企業人材確保支援事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、令和8年度立地企業人材確保支援事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーション

の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

説明会の代わりに、説明動画を公開していますのでご確認ください。

<https://youtu.be/jFAfGn-Xnm8>

7 質疑と回答

質疑は令和8年3月5日（木）午後5時まで、電子メールにて受け付けます（様式－1）
また、質疑と回答の内容は企業誘致課ホームページに掲載します。

【質疑送付先】高知県商工労働部企業誘致課

E-mail : 150201@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の書類により申込をしてください。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（様式－２）	A 4 縦	各 1 部
法人概要書	A 4 縦	各 1 部
業務実績証明書（様式－３）	A 4 縦	各 1 部

(1) 参加申込書

①提出方法

電子メール、持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和 8 年 3 月 1 1 日（水）正午（必着）

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20

高知県商工労働部企業誘致課

TEL : 088-823-9693 E-mail : 150201@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県商工労働部企業誘致課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、令和 8 年 3 月 12 日（木）午後 5 時までには申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和 8 年度立地企業人材確保支援事業委託業務の公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて作成してください。

10 審査

別途定める「令和 8 年度立地企業人材確保支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、全ての参加者に文

書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

12 日程

令和8年2月27日（金） 募集開始

令和8年3月5日（木） 質疑〆切（午後5時）

令和8年3月11日（水） 参加申込書及び資格要件の確認書類提出締切（正午）

令和8年3月24日（火） 企画提案書の提出締切（正午）

令和8年3月26日（木） 審査委員会（オンライン）

開始時間は午後1時30分から順次開始予定

ZoomのURLを別途お知らせいたします。

令和8年3月30日（月） （予定） 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は返却しません。

（2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

（3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-4に基づき行うものではなく、様式-4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

（4）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県商工労働部企業誘致課 担当者 細木・林

TEL : 088-823-9693

E-mail : 150201@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。